

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐南町(以下「町」という。)が後援名義の使用の承認(以下「承認」という。)を行う場合の基準及び手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 講演会、公演会、講習会、展覧会、競技会等の集会又は催物をいう。
- (2) 後援 事業が町の施策推進及び町民の福祉の増進に寄与すると認められるものであって、町が当該事業の趣旨に賛同することをいう。

(対象団体)

第3条 後援名義使用の承認を受けることができる団体は次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体
 - (2) 公益法人又はこれらに準ずる団体
 - (3) 公益的団体又はこれらに準ずる団体
 - (4) 町民の福祉又は文化の向上、地域及び社会教育等の振興並びに町の発展に寄与しようとする団体
 - (5) 町長が適当と認める団体
- 2 前項の規定にかかわらず、承認を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認を行わない。
- (1) 現に公序良俗違反行為を行い、又は過去に公序良俗違反行為を行ったこと等により、公序良俗違反行為を行うおそれがあると認められる団体
 - (2) 前号に掲げる団体を構成員に含む団体その他同号に掲げる団体と密接な関係を有する団体
 - (3) 特定の政党その他政治団体、思想、宗教又は結社を支持し、支援する団体
 - (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう)又は岐南町暴力団排除条例(平成24年岐南町条例第6号)第2条第1号から第3号までに規定するものが関与する団体及び暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの(以下「暴力団等」という。)を構成員に含む団体その他暴力団等と密接な関係を有する団体
 - (5) 前各号に定めるもののほか、承認を行うことが不適當であると認める団体

(対象事業)

第4条 後援名義使用の承認を受けることができる事業は、その内容が次に掲げる要件を全て満たす事業とする。

- (1) 公共性を有するものであること。
 - (2) 町の教育、芸術・文化及びスポーツの振興、町民福祉の増進並びに地域の発展に寄与するものであること。
 - (3) 広く町民を対象とし、開催地が町内であること。ただし、開催地が町外であっても町民の参加が期待できる場合は、この限りでない。
 - (4) 事業計画が明確で主催者の事業遂行能力が十分であると判断されるものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認を行わない。
- (1) 公序良俗に反するもの、又は公序良俗に反するおそれがあるもの
 - (2) 営利又は商業宣伝を目的とするもの
 - (3) 政治活動又は宗教団体の活動を目的とするもの
 - (4) 特定の政党その他政治団体、思想、宗教又は結社を支持し、若しくは支援し、又はこれらに反対することを目的とするもの
 - (5) 前号に掲げる団体から後援を受けるもの
 - (6) 主催者の構成員のみを対象とするもの
 - (7) 暴力団等が関与するもの
 - (8) 前各号に定めるもののほか、承認を行うことが不適當であると認めるもの

(申請)

第5条 町の承認を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、事業実施日の30日前までに、岐南町後援名義使用申請書兼宣誓書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 事業の概要を示す書類
- (2) 料金を徴収する事業にあっては収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、後援名義使用の承認又は不承認の決定を行う。

- 2 町長は、前項の規定により承認の決定をしたときは、岐南町後援名義使用承認決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、必要に応じて条件を付することができる。
- 3 町長は、第1項の規定により不承認の決定をしたときは、岐南町後援名義使用不承認決定通知書(様式第3号)により、不承認の理由を付して、申請者に通知するものとする。
(変更等の届出)

第7条 前条第2項の規定に基づき承認を受けたものは、当該事業の内容に変更が生じた場合又は当該事業を中止する場合は、速やかに岐南町後援名義使用事業計画変更・中止届(様式第4号)を提出しなければならない。
(決定の取消し)

- 第8条 町長は、申請書又は添付書類の内容に虚偽のあることが判明した場合、その決定を取り消すことができる。この場合において、当該取消しにより生じた損害について、その賠償の責めを負わない。
- 2 町長は、承認の決定を取り消したときは、その理由を付して、岐南町後援名義使用承認取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。
(実施報告)

第9条 承認を受けたものは、事業終了後30日以内に岐南町後援事業実施報告書(様式第6号)を、次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 開催要領、プログラム、チラシ、新聞の掲載記事等、事業を実施した内容が確認できる書類
- (2) 料金を徴収した事業については収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(電磁的記録による作成及び提出)

- 第10条 第5条、第7条及び前条の規定により作成することとされている申請書等については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成をもって、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。
- 2 この要綱の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。)をもって行うことができる。
 - 3 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によって行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。
(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。